

建築物の

台帳記載証明書と概要書の写しの 交付方法が大きく変わります

※昇降機、工作物については、これまでどおりの運用となります。

証明書交付は平成11年以前のみ

建築台帳記載証明書の発行は、確認済証交付年月日が
平成11年4月30日までのものに限らせていただきます。
(平成11年5月1日以降をお求めの場合、処分等の概要書の写しを発行いたします。)

～H11
(1999)

証明書への押印廃止

建築台帳記載証明書への**公印の押印を廃止**いたします。
(公印のない証明書を発行いたします。)今後は、ご要望いただい
ても、押印付き証明書は発行できませんので、ご了承ください。

原則、すべて電子交付

建築台帳記載証明書、建築計画概要書の写し等については、
原則、すべて電子交付(PDFファイルでの発行)で対応いたします。
※窓口対応の場合、書類をご用意するのに時間を要するため、事前の連絡
をお願いします。(事前の連絡が無い場合は翌日以降の交付になります。)

令和8年4月1日より、

手続きの迅速化・オンライン化のため、事務の取扱いが変わります。
建築台帳記載証明書・建築計画概要書の写し等をお求めのお客様は
十分ご注意くださいようお願い申し上げます。



台帳記載証明はこちら
<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenc-hiku/tetsuzuki/daichokisaionline.html>



概要書はこちら
https://apply.e-tumo.jp/pref-chiba-u/offer/offerList_detail?tempSeq=56798